

# 1. 保険料率について①

## ● 一般保険料及び介護保険料

医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、国民医療費は増加し、財政面において厳しい状況が続いております。国民皆保険の中核を担っている健康保険組合の財政も、高齢者医療制度への納付金等の負担が増加する中で、支え手である現役世代の負担も限界に達しており、厳しい状況におかれています。当組合の運営についても、保険給付費や高齢者医療制度への納付金等は引続き重い負担となっています。

そのような状況の中、当組合の保険料率は中期的財政見通しを勘案しつつ、

令和8年度は、健康保険料率（調整保険料率を含む）は千分の94（前年度から据え置き）、  
介護保険料率は、千分の16（前年度千分の18から千分の2引き下げ）としました。

なお、この決定につきましては、2月17日に開催された第243回組合会におきまして、議決承認されています。この変更は、令和8年3月分保険料（4月15日告知書発送、4月30日納付期限）からとなります。

※ 任意継続被保険者及び特例退職被保険者につきましては、令和8年4月分保険料からとなります。

## 1. 保険料率について②

### ● 子ども・子育て支援金制度

令和8年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。本制度は、歳出改革や既存予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。

### ● 子ども子育て支援金

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援金については健康保険法において保険料と位置づけられたため、令和8年4月分保険料より健康保険料率に含め、被保険者及び事業主の皆様から徴収することとなります。

令和8年度は国から示された料率で、子ども子育て支援金率は千分の2.3（被保険者及び事業主で折半）  
と定められました。

なお、この決定につきましては、2月17日に開催された第243回組合会におきまして、議決承認されています。この変更は、令和8年4月分保険料（5月15日告知書発送、6月1日納付期限）からとなります。

■保険料月額と負担割合につきましては、こちらをご参照ください。